

会 議 記 録 (1)

会議名称	第24回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会 第18回北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会
開会及び 閉会日時	平成23年9月12日(月) 午前9時30分から午前11時30分まで
開催場所	北本市文化センター第2研修室
委員長氏名	市民検討委員会委員長 河井宏暢 作業部会部長 原島敏一
出席 委員(者) 氏名	【市民検討委員会】 加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、古賀利雄、関山邦孝、 矢澤拓夫、河井宏暢 【作業部会】 大森国英、原島敏一、加藤千鶴子、新井貞男、福島みゆき、 関根孝明、橋本保
欠席 委員(者) 氏名	【市民検討委員会】 宮城仁、秋吉徳子 【作業部会】 浦直樹、津田実、矢ノ川直登、安藤裕也
説明者の 職氏名	協働推進課 主幹 長嶋太一 主事 長谷川知亮
事務局職 員職氏名	協働推進課 主幹 長嶋太一 主事 長谷川知亮
会議 次第	1 開 会 2 あいさつ 3 議 題 (1) 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目(案)について (2) その他 4 そ の 他 5 閉 会
配布 資料	1 次第 2 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目(案)について

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>1 開 会 これより、第24回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会・第18回北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会合同会議を開催します。</p>
事務局	<p>2 あいさつ 開会にあたりまして、作業部会部長の原島、市民検討委員会の河井委員長の順で、あいさつをお願いします。</p>
作業部会 部長 原島	<p>市民検討委員会・作業部会合同会議を重ね、目指すべき内容がようやく固まってきました。たたき台とする案をよく確認していただき、本合同会議の中間報告書をまとめたいと思います。その中間報告書を踏まえ、庁内検討委員会で条例案を検討した後、市民検討委員会と作業部会の皆さんにフィードバックしていきたいと思えます。</p> <p>内容は固まってきました。これを実際に制度として動かしていくことに難しさを感じるころではありますが、皆さんの御意見を踏まえ、よりよい制度となるよう努力していきたいと思えます。</p>
河井委員長	<p>本市民検討委員会が発足して1年半となりますが、協働推進に関するテーマがようやくまとまってきました。議論のまとめを中間報告というかたちで市長に手渡し、庁内検討委員会で条例案を検討していただくこととなります。</p> <p>ここで、協働について、今一度頭を整理しておきたいと思えます。</p> <p>協働を行う最も大きな意義は、市民と行政の協力を通じ、市民の持っている知識・経験・知恵を行政活動に取り入れていくということにあります。</p> <p>現在の社会において協働が求められる背景には、1つ目として「行政システムの限界」があります。換言すれば、右肩上がりの予算編成ができなくなった、ということです。</p> <p>2つ目として、「市民ニーズの多様化」があります。介護、子育て、一人暮らしの高齢者の問題等、現代的なさまざまな問題やニーズに対し、行政単独では対応しきれなくなりました。</p> <p>3つ目として、「地方分権」があります。お金だけでなく、お金に伴った権限や仕事が市町村までどんどん下りてくるようになりました。</p> <p>これらの諸問題に立ち向かう1つの手法に、市の「憲法」である「北本市自治基本条例」の整備があります。市と市民の間の約束を明示することで、諸問題の解決に向け一丸となって取組んでいかなければなりません。</p>

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>この「北本市自治基本条例」を的確に活かすための条例が、「北本市協働推進条例」であると考えます。「新しい公共」という考え方がありますが、力をつけてきたNPO法人・ボランティア団体等と行政が連携しなければ、北本市は自立するどころか地方分権のうねりに対応すらできなくなってしまいます。</p> <p>中間報告前の最後の合同会議ですので、活発な議論を期待したいと思います。</p> <p>ありがとうございました。この後の議事の進行につきましては、市民検討委員会河井委員長にお願いします。</p>
河井委員長	<p style="text-align: center;">3 議 題</p> <p>(1) 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目（案）について 事務局には、前回までの議論を盛り込み、各項目に解説を付与したかたちで修正案を提示していただきました。（配布資料2） 本議題について、事務局からの説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">—事務局 長嶋 資料を示して項目順に説明—</p> <p>・「8 市長等の役割」(2)の「地域自治組織」を「コミュニティ」に訂正。</p>
河井委員長	<p>まず、今説明していただいた案について、私たちが検討していたものと比べ内容的に大きく異なる部分はないか、皆さんに伺います。</p> <p style="text-align: center;">—市民検討委員会 作業部会 一同 了承—</p>
河井委員長	<p>では、その他細かい部分について、何か気がついた点等がありましたら御発言をお願いします。</p>
事務局	<p>前回の議論を踏まえ、個人も協働事業の実施主体となり得ることがわかるようにしました。たとえば、「3 基本原則」の主語の部分で、「<u>市民</u>、コミュニティ、市民公益活動団体及び市長等は」としてあります。</p>
河井委員長	<p>「8 市長等の役割」の(2)には「市民」が入っておらず、「3 基本原則」には事業者が入っていません。表記の統一をお願いします。</p>
事務局	<p>訂正します。</p>

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	北本市自治基本条例の定義では、「事業者」は「市民」に含まれます。そうすると、「7 事業者の役割」は「4 市民の役割」に入れ込んだ方がよいのではないのでしょうか。
事務局	「事業者」には、「市民」としての役割は当然求められますが、それに加えて「事業者」のみに求められる役割もあるのではないかと いうことで、「7 事業者の役割」を設けています。 項目を設けた意図がわかりやすいよう、「7 事業者の役割」を 「4 市民の役割」の直後に移動させることにします。
関山委員	「市民」と「事業者」の関連性を明確にしたいのであれば、「市民 の役割」の中に「事業者の役割」を書き込んだ方が、関連性がより わかりやすくなるのではないのでしょうか。 たとえば、北本市自治基本条例第5条では、「市民の権利及び義 務」の中に「市民の役割」と「事業者の役割」の役割を並列させて います。
事務局	条文にしていく段階で表記の方法は変わるかもしれませんが、「市 民」と「事業者」の関係をどのように捉えるべきか、市民検討委員 会・作業部会合同会議としての意見を伺いたいと思います。
関山委員	「事業者」は、「市民」としての役割は当然果たし、さらに「事業 者」としての責任を果たす。そのような構造にするのが、望ましい と思います。
作業部会 新井	私は、「市民及び事業者の役割」として、「4 市民の役割」の中 に「7 事業者の役割」をくっつける構成をイメージしていました。
作業部会 部長 原島	北本市協働推進条例（案）では、北本市自治基本条例で使用して いる「市民」及び「事業者」の各定義を準用しています。条文にし ていく段階では法規的な整理を要しますが、現段階の議論で概念的 な整理ができていなければ、条文としての整理が難しくなります。 今回の会議では、「事業者」を主体に入れるべきところ、入れるべ きでないところを明示できれば問題無いと思います。現状の案では 各項目に「事業者」が出てきたり出てこなかったりで、整理が不十 分かもしれません。皆さんの御意見を頂きたいと思います。
作業部会 矢ノ川	これまでの議論を踏まえると、基本原則で「市民（以下、事業者 を含む。）」とするか、もしくは「市民の役割」に「事業者の役割」 を含む旨を明記するのがよいと思います。

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	単に事業者としてではなく、社会貢献活動を行うために新たな団体をつくることもあるのではないかと思います。事業者のこうした役割は、どのように捉えるべきでしょうか。
高橋委員	「コミュニティ」や「市民公益活動団体」も、「市民の役割」を担うのではないですか。
河井委員長	そうなりますね。
作業部会 大森	別のところですが、「2 定義」(2)ウの「協働事業」と、「1 1 協働事業提案制度」(1)に出てくる『協働事業』は同じものですか。主体がずれています。
事務局	同じ「協働事業」ですので、訂正のうえ統一します。
作業部会 関根	条文として整理すれば、北本市自治基本条例のように、各主体の役割を「市民の役割」でくくるかたちになるのではないかと思います。
須藤委員	<p>先日開催された北本市自治基本条例審議会では、北本市市民参画推進条例と北本市協働推進条例はできるだけ市民が参加しやすい条例・条文にしてほしい、という意見が出ました。条例・条文のかたちにしていくとそれも難しいことなのかもしれませんが、解説書等を活用して、市民が気安く参加できる制度にしていきたいです。</p> <p>事業者には、社会貢献活動を通じて地域に貢献する義務があると思います。そういった内容は定款等にも書かれているでしょう。よって、「市民」とひとくくりにするのではなく、一つの項目として「事業者の役割」を明示することが適当だと考えます。</p>
古賀委員	市民と事業者では協働のまちづくりについて求められる役割が異なりますので、「事業者」を「市民」の項目に含めるのは少々無理があるのではないかと思います。
事務局	中間報告書の段階では、市民、事業者、コミュニティ、市民公益活動団体、市長等、と各主体の役割をわかりやすく列記するかたちでまとめたいと思います。
河井委員長	皆さん、それでよろしいでしょうか。
—市民検討委員会・作業部会 一同 了承—	

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
関山委員	質問ですが、協働事業が具体的に進んでいるかどうかをチェックする役割は、項目12の「協働推進審議会」が担うという理解でよろしいですか。
事務局	北本市自治基本条例の項目ごとに審議会を設けます。「北本市市民参画推進条例」に基づくまちづくりが行われているかどうかをチェックする機関として「市民参画推進審議会」を設けることしました。これと同様に、「北本市協働推進条例」では「協働推進審議会」を設け、協働事業の進捗状況をチェックすることになります。
河井委員長	市民参画推進審議会と協働推進審議会を一緒にする、ということは可能でしょうか。それぞれの条例に審議会を設けると、数が増えてしまい、市政運営の効率がわるくなってしまうと思います。
事務局	深く関連する内容については一緒に審議することも可能だと思いますので、効率的で効果的な体制を検討していきます。
関山委員	「3 基本原則」の解説の中で、前回の会議で議論があった「相乗効果」について触れられていますが、項目ではなく解説部分に盛り込んだ意図はどのようなものですか。
事務局	現段階では解説部分に入れて、より適切な整理の方法があれば項目の中に盛り込みたいと考えています。
作業部会 加藤	最後のページが「以下の3項目」となっていますが、「以下の4項目」に訂正してください。
作業部会 大森	「12 協働推進審議会の設置（推進評価機関）」の解説部分の「項目『8』」は『10』に訂正してください。
事務局	それぞれ、訂正します。
高橋委員	この条例では、「コミュニティ」の定義や位置づけは行わないのですか。自治会やコミュニティ協議会構成団体等、この条例の「コミュニティ」の概念にはいろいろな団体が含まれるのだという、市民の皆さんの理解が成り立っているのであればよいと思いますが、そうでなければきちんとした定義が必要でしょう。
河井委員長	北本市自治基本条例においても、「コミュニティ」は定義されていません。たしかに、私たちのように条例策定の議論に参加したものでなければ、どのような概念なのかわからないでしょう。

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
作業部会 加藤	北本市では、8圏域の地域コミュニティ委員会がしっかりと根を張り活動しています。私は、前置きなしに「コミュニティ」と聞くと「地域コミュニティ委員会」のことだと考えてしまいます。
事務局	皆さんから頂いた意見を整理し、中間報告書ではもう少し詳細に記述したいと思います。
古賀委員	「コミュニティ」ではなく、「自治会その他のコミュニティ」とした方がわかりやすいのではないですか。
事務局	そのように変更したとしても、「その他のコミュニティ」の定義が必要となります。
高橋委員	北本市自治会連合会や各自治会を定義した条例や規則は存在するのですか。
作業部会 新井	そういった条例や規則はありません。
作業部会 加藤	あくまで市民の任意団体ですので、北本市コミュニティ協議会や各地域コミュニティ委員会を含め、各市民団体のあり方を条例や規則で規定することはしてきませんでした。
事務局	少なくとも地域コミュニティ委員会は北本市独自のものですので、協働の相手として考える場合には、市と各団体の位置づけをはっきりさせることが必要になってきます。
関山委員	最後のページの4項目は「その他」として1つにくくられていますが、「(2) 自治会、地域コミュニティ委員会等地域の自治組織と市との関係整理を行う必要があること」は、早急に解決しなければならない問題です。(1)～(4)を並列に考えるのではなく、(2)を最重要課題と捉えていただきたいと思います。
高橋委員	北本市自治会連合会、北本市コミュニティ協議会、各地域コミュニティ委員会にそれぞれ補助金が出ていますが、団体の統合を促すために各補助金を統合していく、といった考えを市は持っていますか。
事務局	各市民団体の活動目的は異なりますので、行政として各団体の統合を目指して何か手を加えるというわけにはいきません。
須藤委員	北本市自治会連合会、各自治会、北本市コミュニティ協議会、各

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>地域コミュニティ委員会等については、条例や規則で規定があるわけではありません。しかし、あなた方は任意団体だから市が公認しているわけではないのだといいながら、行政関係の会議や〇〇支援員等への参加は毎度求めてきます。たとえば、私のところだと、「北本市コミュニティ協議会会長 須藤善次郎 様」と市の公式文書が次々に届く。これはいったいどういうことなのだろう、と時々腑に落ちない思いになります。</p> <p>やはり、この問題は北本市のまちづくりの根幹に関わる内容ですので、課長級で構成された庁内検討委員会と市民検討委員会との意見交換の場を設けたいと思います。</p>
事務局	<p>(2) その他</p> <p>市民検討委員会・作業部会の中間報告書につきましては、これまでの議論をもとに内容を調整し、河井委員長の了承をもって確定したいと思います。</p> <p>その中間報告書をもとに庁内検討委員会で条例案を作成し、庁内検討委員会・市民検討委員会合同会議の場で提示のうえ、意見交換するものとします。</p>
河井委員長	<p>皆さん、それでよろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">—市民検討委員会・作業部会 一同 了承—</p>
事務局	<p>今後、市民検討委員会と作業部会は、市民活動支援の分野を重点的に議論し、並行して協働事業提案制度のシミュレーションを行っていきたいと思います。</p>
河井委員長	<p>協働事業提案制度については、施行規則案等を参照しながらシミュレーションができるとよいと思います。</p>
事務局	<p>庁内検討委員会で条例案を検討しますので、規則案や制度の具体的な内容についても調整し、それをもとにシミュレーションを実施するのが望ましいと思います。</p>
加藤副委員長	<p>4 その他</p> <p style="text-align: center;">次回の市民検討委員会、作業部会の各開催日は未定</p> <p>5 閉 会</p> <p>それでは、これをもちまして第24回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会・第18回北本市協働推進等庁内検討委員会作業部</p>

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	会合同会議を終了します。